

## 令和4年度監査結果報告について

「令和4年度監査報告書（財務監査結果報告、行政監査結果報告及び財政援助団体等監査結果報告）」を、本日、監査委員が市長に提出しました。

監査委員	藤野次雄	代表監査委員（横浜市立大学名誉教授）
同	高品彰	（公認会計士・税理士）
同	前田一	（弁護士）
同	松本研	（市会議員）
同	今野典人	（市会議員）

### 1 監査の対象

主として令和3年4月1日から令和4年8月31日までに執行された次の事務等について、次の区局本部及び団体を対象に監査を実施しました。

#### (1) 財務監査

ア 経理事務関係…温暖化対策統括本部など25局本部

イ 工事関係…全18区、環境創造局など8局

(2) 行政監査「庶務デスク設置による効果と課題について」…総務局など3局

(3) 財政援助団体等監査…公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団など3団体

### 2 監査の結果

監査の種別 監査項目等	財務監査		行政監査	財政援助 団体等監査	計
	経理事務関係	工事関係			
指摘事項	203件	140件	—	43件	386件
意見	1件	1件	1件	1件	4件

### 3 監査を振り返って（抜粋）

監査の結果、財務監査、財政援助団体等監査ともに、総じて、過去の監査で指摘した事務処理ミスと同様の指摘が、今回の監査でも散見された。

各区局本部においては、同じ事務処理ミスが繰り返されることのないよう、内部統制制度のもと、再発防止に向けた原因分析とそれに基づく改善措置の取組を徹底することにより、適正な事務執行の確保に努められたい。

※ 詳細は別添「令和4年度監査報告書（財務監査結果報告、行政監査結果報告及び財政援助団体等監査結果報告）」及び「令和4年度財務監査等結果報告」を参照して下さい。

#### お問合せ先

監査事務局財務監査課長 佐倉 康之 Tel 045-671-3362

# 令和4年度財務監査等結果報告

## 1 監査の概要

### (1) 監査の対象 (P. 1)

主として令和3年4月1日から令和4年8月31日までに執行した事務等について、次の区局本部及び団体を対象に監査を実施

財務監査（経理事務関係）・・・温暖化対策統括本部など25局本部

財務監査（工事関係）・・・全18区、環境創造局など8局

行政監査・・・総務局など3局

財政援助団体等監査・・・公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団など3団体

### (2) 監査結果の概要 (P. 2)

監査の種類 監査項目等	財務監査		行政監査	財政援助 団体等監査	計
	経理事務関係	工事関係			
指摘事項 <sup>注1</sup>	203件	140件	— <sup>注3</sup>	43件	386件
意見 <sup>注2</sup>	1件	1件	1件	1件	4件

注1・・・法令等に違反する事項又は不当な事項であり、改善が必要なもの、又は経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要なもの。財政援助団体等監査については、本市所管課に係る分を含む。

注2・・・監査委員が指摘事項等を踏まえ改善に向けて付す見解、又は監査の対象範囲にかかわらず組織及び運営の合理化に向けて付す見解

注3・・・指摘事項が無い場合「—」と表記

## 2 監査委員からの主な意見

### (1) 財務監査

#### ア 経理事務関係

＜監査の結果＞

- ・使用料等に関する事務では、債権の管理台帳への記録及び督促状の発送が遅れた事例が見受けられた。
- ・個人情報を取り扱う委託契約において、特記事項に定められている研修実施報告書等の提出を求めていなかったなどの不適正な事例が見受けられた。

#### 意見 (P. 33)

- ・債権の管理台帳への記録や督促状の発送の遅れにより、未収債権の回収に支障が生じるおそれがあるため、定められた手順を適正に行われたい。
- ・個人情報を取り扱う契約における受託者の個人情報保護の重要性を改めて認識し、必要な手順を適正に行われたい。
- ・行政文書の電子化には、事務効率化など多くのメリットがある一方で、書類の改ざんや電子ファイルの消失・漏えいなど新たなリスクもあるため、職員のスキル及びモラルの向上を図るとともに、技術的な防止対策の検討をされたい。

#### イ 工事関係

＜監査の結果＞

- ・工事監理及び工事の安全管理において、不適切な事例が見受けられた。
- ・工事及び委託の設計、積算、変更等の契約手続などにおいて、不適切な事例が見受けられた。

#### 意見 (P. 63)

- ・監督員においては、工事書類や現場状況の確認を確実にし、安全と品質の更なる確保につなげられたい。特に、安全管理が適切に行われているかを監督員としての視点で確認し、不適切な状況が確認された場合には、請負人に対して指示を行い改善につなげられたい。
- ・各区局においては、工事及び委託に携わる全ての職員に対し、研修や職場内のOJT等による、組織的な人材育成の更なる取組を推進されたい。

### (2) 行政監査「庶務デスク設置による効果と課題について」

＜監査の結果＞

- ・事務集約による負担の軽減、事務の効率化等の効果がある一方、課題もあった。
- ・庶務デスクに係る課題に対して、庶務デスク所管課が取組を進めようとしていることは確認できる。しかしながら、その中には庶務デスク所管課の取組だけでは改善できないものも見受けられる。

#### 意見 (P. 81)

- ・庶務デスクを利用する各部署においては、庶務デスクを積極的に活用することによって、自分たちの業務を効率的に進めるという視点で業務に取り組むことが必要である。また、庶務デスク所管課においては、どのような仕組みで庶務デスクを運用したら各部署の業務が効率的に進められるかという視点で取り組むことが必要である。このような視点を持ち、両者が同じ方向に向かって積極的に取り組んでいくことにより、集約の効果を最大限に発揮できるものと考えられる。

### (3) 財政援助団体等監査

＜監査の結果＞

- ・補助金事務について、事業間の費用案分等の不適切な事例が見受けられた。
- ・指定管理者の事務について、備品の管理、利用料金収入の状況の把握など、改善すべき事例が見受けられた。
- ・各団体の財務諸表等について、費用計上の誤り等、不適切な事例が見受けられた。

#### 意見 (P. 99)

- ・補助金の交付事務を行う区局本部においては、要綱の補助要件について、事業の内容を踏まえて適宜点検するなど、事業目的が効果的に達せられるように対応されたい。
- ・指定管理施設の所管局においては、指定管理施設にある備品等（I種）は本市の所有の備品であることを再認識し、指定管理者と協力して管理簿等による管理を確実にされたい。

## 3 監査を振り返って (P. 3)

監査の結果、財務監査、財政援助団体等監査ともに、総じて、過去の監査で指摘した事務処理ミスと同様の指摘が、今回の監査でも散見された。これらについて、再発防止の取組に一定の成果がみられるものがある一方、局全体で再発防止策を講じたとの報告があったにもかかわらず同一局内で再発した局も複数見受けられた。

監査委員としては、各区局本部において監査終了後に一定の時間をかけて、指摘事項に対する十分な原因分析とこれを踏まえた実効性のある改善措置に取り組むことができるよう、令和3年度監査より、市長等から監査委員への改善報告の時期を見直したところである。

各区局本部においては、同じ事務処理ミスが繰り返されることのないよう、内部統制制度のもと、再発防止に向けた原因分析とそれに基づく改善措置の取組を徹底することにより、適正な事務執行の確保に努められたい。